



第36期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

（受付開始 午前9時30分）

場 所

愛知県春日井市松新町1-5

ホテルプラザ勝川 4階 けやき

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

目 次

第36期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3
事業報告	5
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告	30
株主総会参考書類	37

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/2681/>



株 主 各 位

証券コード 2681
(発送日) 2024年6月11日
(電子提供措置開始日) 2024年6月6日
名古屋市中区富士見町8番8号

株式会社ゲオホールディングス

代表取締役社長 遠 藤 結 蔵

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.geonet.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2681/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ゲオホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2681」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使等についてのご案内」に従いまして、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県春日井市松新町1－5
ホテルプラザ勝川 4階 けやき

3. 目的事項

報告事項

1. 第36期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査役及び会計監査人は次に掲げる事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
 - 本定時株主総会の決議結果につきましては、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.geonet.co.jp/>

議決権行使等についてのご案内

議決権は以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使サイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時

2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所

ホテルプラザ勝川 4階 けやき

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2024年6月26日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただきますようお願いいたします。
- ⑤ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ⑥ 議決権行使書に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。

招集ご通知の閲覧や議決権行使がよりスマートに簡単に行えます！



招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンで
ご覧いただけます。

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/2681/>



議決権行使が簡単になりました！

議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取るだけ

当社では、スマートフォン等での議決権行使サービスを新たに導入いたしました。

議決権行使書用紙に記載されたQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、議決権行使コード・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権を行使することができます。

※お問い合わせは

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネット
ヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524**

※議決権行使書用紙は
イメージです。

事業報告

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済環境は、コロナ禍を乗り越え業況や収益などの企業活動は改善し、緩やかな持ち直しの動きとなった一方、賃金や投資に十分に結び付いておらず、輸入物価を起点とした財の物価、サービス価格の上昇を受けての個人消費の伸び悩み懸念や地政学的リスク、継続する円安の進行等により先行き不透明な状況で推移しております。

リユース業界におきましては、SDGsの考えの広まりや、物価高騰に伴う生活防衛策としての需要、消費者間取引や取り扱い店舗の増加などリユースへのアクセス性向上によりリユースの良さが改めて見直され、身近なライフスタイルへと変化するなど、様々な要因を背景に市場全体が継続的に成長しております。

このような環境のなか、当社グループは「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」ことを目指し、お客様の選択可能性を広げ利便性を向上するため、インターネットを介した電子商取引の拡充の他、2nd STREETを中心としたリユース店舗の新規出店を、国内・海外において積極的・継続的に推進し持続的成長と収益性向上の実現に取り組んでおります。

リユース系リユース商材の動向といたしましては、リユースラグジュアリー商材、特に高級時計を中心に扱うOKURA TOKYOは小売販売に注力し好調に推移いたしました。商品構成の中心であるリユース衣料・服飾雑貨は消費者の価値観や嗜好性にもとづく消費スタイルの変化などを理由に需要は継続拡大し、国内及び国外の2nd STREETが好調に推移した結果、リユース系リユース商材全体の売上は大幅に増加しております。

メディア系リユース商材の動向といたしまして、ゲーム関連商材は旧作ゲームソフトの根強い人気や、前年度下期より需給バランスが改善しておりました家庭用ゲーム機本体のリユース市場への供給増加を背景に、売上は堅調に推移いたしました。また、スマートフォンやタブレット端末等通信機器は、SIMロック販売の禁止や新品価格の高騰などでリユース市場が拡大しておりますが、それに対応する形で、「GEO mobile」の単独店出店やゲオ店舗への併設を積極的に展開することで通信機器の販売機会を創出し、販売を順調に伸ばしております。以上の理由によりメディア系リユース商材全体の売上は増加となりました。

新品商材の動向といたしましては、前期に比べ新作ゲームソフトのヒットタイトルには恵まれなかったものの、家庭用ゲーム機本体やトレーディングカードの販売増が牽引し、売上増加いたしました。

また、外国為替相場の円安進行により、為替差益1,043百万円を計上いたしました。

なお、収益性の悪化により、主に国内店舗等について減損損失を1,611百万円計上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は433,848百万円(前期比15.0%増)、営業利益は16,814百万円(前期比58.3%増)、経常利益は18,749百万円(前期比57.2%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は10,902百万円(前期比91.9%増)となりました。

主要商材の売上高は以下のとおりとなりました。

名 称		当連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	前期比
リユース品	リユース系	170,489百万円	130.3%
	メディア系	73,600百万円	107.0%
新品		132,391百万円	110.8%
その他		57,367百万円	98.6%
内) レンタル		32,794百万円	88.8%

また、当連結会計年度末における当社グループの店舗数の状況は以下のとおりとなりました。
 () 内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店			F C店・代理店			合計	
	出店数 退店数			出店数 退店数				
Geoグループ店舗数	1,947	175	71	161	1	20	2,108	(+85)
GEO	977	55	42	107	0	18	1,084	(△5)
2nd STREET(国内)	784	50	14	54	1	2	838	(+35)
2nd STREET(米国)	35	12	0	0	0	0	35	(+12)
2nd STREET(台湾)	28	10	0	0	0	0	28	(+10)
2nd STREET (マレーシア)	17	6	0	0	0	0	17	(+6)
2nd STREET(タイ)	1	1	0	0	0	0	1	(+1)
OKURA TOKYO	22	2	3	0	0	0	22	(△1)
LuckRack	18	6	9	0	0	0	18	(△3)
その他	65	33	3	0	0	0	65	(+30)

- (注) 1. 屋号毎の店舗数をカウントしています。
 2. GEOは家庭用ゲーム・スマートフォンの買取販売、DVDレンタル等を行う店舗（屋号：GEO、GEO mobile）をカウントしています。
 3. 2nd STREETは衣料品や家電製品等の買取販売を行う店舗（屋号：2nd STREET、Super 2nd STREET、2nd OUTDOOR、JUMBLE STORE等）をカウントしています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）では、新規出店及び既存店におけるリニューアル工事などを中心に7,151百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、借入金返済資金として第1回無担保社債の発行により6,600百万円、長期運転資金として金融機関より18,600百万円、計25,200百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2021年3月期)	第 34 期 (2022年3月期)	第 35 期 (2023年3月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(百万円)	328,358	334,788	377,300	433,848
経常利益(百万円)	4,795	9,662	11,926	18,749
親会社株主に帰属 する当期純利益又は は当期純損失(△)	△752	5,985	5,681	10,902
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△17.75	141.15	135.93	275.31
純資産(百万円)	72,982	77,193	77,212	87,349
1株当たり純資産額 (円)	1,711.37	1,811.83	1,946.46	2,194.58
総資産(百万円)	169,738	174,375	201,804	231,125

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第34期の期首から適用しており、第34期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ゲ オ	30百万円	100.0%	店舗運営支援
株 式 会 社 ゲ オ ス ト ア	10百万円	100.0% (100.0%)	ゲーム・スマートフォン・家電等のリユース販売、新品ゲームの販売、DVD・CD・コミックのレンタル
株式会社セカンドストリート	10百万円	100.0% (100.0%)	衣類・服飾雑貨・電化製品等のリユース販売
株式会社お蔵ホールディングス	10百万円	100.0%	時計、バッグ取扱専門店へのリユース卸販売
株 式 会 社 O K U R A	10百万円	100.0% (100.0%)	時計、宝石、バッグのリユース販売
株 式 会 社 v i v i O N	9百万円	100.0%	デジタルコンテンツの販売
株 式 会 社 エ イ シ ス	9百万円	100.0% (100.0%)	デジタルコンテンツの販売

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 上記の重要な子会社7社を含め、連結子会社は合計31社となりました。
3. 当連結会計年度において、株式会社お蔵を株式会社OKURAに吸収合併いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ティー・アンド・ジー	100百万円	44.4%	DVD・CD・ゲーム・書籍等のレンタル、リユース、販売のフランチャイズ事業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、SDGsの考えが社会に広がり、価格だけに捉われないリユースへの価値観が改めて見直されるなど、リユース市場は継続成長が全世界的にも見込まれています。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、お客様の消費行動を理解し、オンライン・オフラインの境目をなくした双方で、商品・サービスを自在に選択してご利用いただける“ネットワーククリエーター”の体制を構築し、リユースとレンタルの循環型流通やリテールを通して、世界の方々に豊かで楽しい「日常」を届け続ける“グローバルプラットフォーマー”でなければならないという課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①リユース市場の深耕

リユース市場の拡大の中、持続的成長のためお客様との直接接点となる多店舗展開を加速させるとともに買取サービスの拡充といった利便性の向上を図り、リユース市場におけるポジションを高めてまいります。

地域特性に合わせた新業態などの店舗開発や海外出店を含めた販売網の構築を行い、仕入れの強化として買取専門店・出張買取や買取ロッカーの設置によりお客様にリユース商品を身近に感じて頂ける環境づくりを展開してまいります。

②収益基盤の再構築と拡充

「買う」「借りる」「売る」「場の提供」というグループの各事業が持つ機能に多種多様な商材を掛け合わせるにより、新規フォーマットを提案してまいります。

映像・音楽ソフトのレンタル市場縮小傾向が続く中、全国1,000店舗以上のGEOの店舗網を活かし、メディア商材の市場占有率を高め利益最大化を図る一方で、リテール商材の開発・規模拡大やリユース通信機器の販売を強化し収益性の高い商材販売を促進することにより、収益基盤の再構築に取り組んでまいります。

また、オフプライスストア業態やデジタルコンテンツ事業を始めとした「リユース」に捉われない事業活動をお客様のニーズに即して推進し、多角化による事業拡大を行ってまいります。

③ITの積極活用とオンラインの強化

スマートフォン使用等オンラインでの情報認知と検索行動がますます一般化する中で、商品情報の検索性を高めることや決済方法の多様化対応により、ECサイトと店舗との併売等お客様への利便性を高め、よりシームレスな購買環境整備を物流体制及びIT・電子商取引対応への投資を行うことにより推進強化してまいります。

④グローバルマネジメントの構築

リユース企業の世界的リーディングカンパニーを目指す上で、これまで以上にグローバ

ル情報の把握と、迅速でフレキシブルな経営判断を行い、海外企業に対する競争力を高めるマネジメント体制を構築してまいります。

海外共通のリユース基盤の仕組み構築を推進し、グループ分業体制、管理会計、在庫コントロールについて強化してまいります。

⑤人材の獲得と教育投資

各項目で述べてきた戦略を実現するため、人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。

また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境の整備、グローバル教育・資格制度の再構築をしてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業	内容
リユースショップ運営	衣類・服飾雑貨・電化製品等のリユース、販売
メディアショップ運営	DVD・CD・ゲーム・書籍・通信機器・電化製品等のレンタル、リユース、販売
その他の	デジタルコンテンツの販売、卸売業等

(6) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市中区
東京本部	東京都豊島区
岩倉事務所	愛知県岩倉市

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
リユースショップ運営部門	2,466（4,510）	241（836）
メディアショップ運営部門	1,314（3,237）	△62（△428）
店舗運営支援部門	533（443）	△71（0）
グループ経営企画・管理部門	524（80）	136（28）
その他	1075（152）	66（19）
合計	5,912（8,422）	310（340）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
2. 第35期株主総会招集通知記載の使用人数につき一部誤りがあった為、上記増減比は再計算後の前連結会計年度末の使用人数との比較になります。
3. リユースショップ運営部門の使用人数が前連結会計年度末に比べて241名、臨時雇用者数が836名増加しましたのは、主として出店に伴う従業員の新規採用によるものであります。
4. メディアショップ運営部門の臨時雇用者数が前連結会計年度末に比べて428名減少しましたのは、主として作業効率化と店舗の統廃合による人件費の抑制効果によるものであります。
5. グループ経営企画・管理部門の使用人数が前連結会計年度末に比べて136名増加しましたのは、主として店舗運営支援部門からの部署、業務移管による配置転換によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
524 (80)	136 (28)	42.40	13.78

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	22,918百万円
株式会社三井住友銀行	19,118
株式会社福岡銀行	4,100
農林中央金庫	3,900
株式会社りそな銀行	3,600
株式会社伊予銀行	2,362
株式会社十六銀行	2,212
株式会社三菱UFJ銀行	2,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 200,000,000株

② 発行済株式の総数 39,702,552株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は197,400株増加しております。

③ 株主数 40,594名

④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 城 蔵 屋	13,502,600株	34.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,975,200株	10.01%
常 興 薬 品 株 式 会 社	1,782,900株	4.49%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,488,200株	3.74%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	671,200株	1.69%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	635,000株	1.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口820079276)	600,000株	1.51%
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	560,200株	1.41%
遠 藤 結 蔵	540,000株	1.36%
株 式 会 社 S B I 証 券	352,492株	0.88%

(注) 持株比率は自己株式(41株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 2009年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
700個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 70,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 67,881円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2009年8月21日から2039年8月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件
当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	700個	70,000株	1名
社外取締役	一個	一株	一名
監査役	一個	一株	一名

（注）2013年10月1日付で行った、1株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

ロ. 2018年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
15個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 1,500株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 163,100円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年8月30日から2024年8月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - i. 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ii. 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
 - iii. その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	15個	1,500株	1名
社外取締役	一個	一株	一名
監査役	一個	一株	一名

(注) 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

ハ. 2019年8月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
285個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 28,500株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 141,200円

- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年8月29日から2025年8月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - i. 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ii. 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
 - iii. その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新 株 予 約 権 の 数	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	285個	28,500株	5名
社 外 取 締 役	一個	一株	一名
監 査 役	一個	一株	一名

(注) 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	遠 藤 結 蔵	社長執行役員
取 締 役	吉 川 恭 史	専務執行役員 株式会社 GEO 代表取締役社長
取 締 役	小 坂 雅 章	専務執行役員
取 締 役	今 井 則 幸	常務執行役員
取 締 役	久 保 幸 司	常務執行役員
取 締 役	村 上 幸 正	常務執行役員
取 締 役	荻 野 恒 久	荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役 税理士法人オフィスいちご代表社員
取 締 役	安 田 加 奈	安田会計事務所所長 スギホールディングス株式会社社外監査役 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社物語コーポレーション社外取締役
常 勤 監 査 役	笹 野 和 雄	
監 査 役	小宮山 太	鹿島・小宮山公認会計士共同事務所
監 査 役	服 部 真 也	セントラル法律事務所
監 査 役	太 田 裕 之	全日本遊技事業協同組合連合会専務理事

- (注) 1. 取締役荻野恒久氏及び安田加奈氏は、社外取締役であります。
2. 監査役服部真也氏及び太田裕之氏は、社外監査役であります。
3. 取締役荻野恒久氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役安田加奈氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び1997年6月から2008年6月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役服部真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役太田裕之氏は、警察庁の要職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
9. 当社は、取締役荻野恒久氏、取締役安田加奈氏、監査役服部真也氏及び監査役太田裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害が填補されることとなります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して決定します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、社外取締役を除く取締役に對し、業績指標を反映した現金報酬として、定時株主総会の承認を得られることを条件として、前連結会計年度の当期純利益の概ね0.5%を目安に支給することができるものとします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、社外取締役を除く取締役に對し、株式報酬型ストック・オプション（1株あたりの権利行使価格を1円とする新株予約権）を付与することができるものとします。

d. 報酬等の割合に関する方針

株式報酬は、基本報酬の50%に相当する額を上限とします。賞与については、基本報酬に対する割合を定めず、各連結会計年度の当期純利益に対して概ね0.5%を目安に支給することができるものとします。

なお、報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、取締役会において毎年検討を行い、必要に応じて設定・変更するものとします。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別報酬については、基本報酬の額、業績連動賞与の配分、株式報酬の付与数につき、代表取締役社長にその決定を委任します。ただし、代表取締役社長は、その決定にあたり、社外役員の意見を尊重するものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	172 (12)	172 (12)	－ (－)	－ (－)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	23 (8)	23 (8)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	196 (20)	196 (20)	－ (－)	－ (－)	12 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションであり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第19期定時株主総会において年額280百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
5. 取締役会は、代表取締役遠藤結蔵に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外役員の意見を尊重しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役荻野恒久氏は、荻野公認会計士事務所を開設しております。また、有限会社コンサルティングボックスの代表取締役、税理士法人オフィスいちごの代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役安田加奈氏は、安田会計事務所の所長、スギホールディングス株式会社の社外監査役、中央発條株式会社の社外取締役、コンドーテック株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社物語コーポレーションの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役服部真也氏は、セントラル法律事務所に入所しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役太田裕之氏は、全日本遊技事業協同組合連合会の専務理事であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 荻野 恒久	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席いたしました。 公認会計士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 安田 加奈	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 服部 真也	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 太田 裕之	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。 主に警察庁の要職を歴任された豊富な経験と幅広い知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

- (注) 1. 当社の子会社である株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に関するコンフォートレターの作成業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス部門担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。
 - 2) コンプライアンスの状況については、監査部門に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。
 - 3) コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、当社及び当社子会社従業員が直接、担当窓口に通報するように内部通報制度規程に定め、周知を図る。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。
 - 2) 危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。
- ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会を毎月1回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。
 - 2) 取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。
 - 3) 中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。
- ④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の統括管理を経営管理部門が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。
 - 2) 主要子会社（非連結子会社を除く）における取締役・監査役は当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
 - 3) 子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。
 - 4) 当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営管理部門より月1回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。

- 5) 子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。
- 6) 海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。
 - 2) 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。
 - 2) 当社及び当社子会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部門との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。
 - 2) 会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要なではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等に関するeラーニング学習等を役職員に対して実施するとともにコンプライアンスハンドブックの改定を行い各部署へ配布・回覧を行いました。また、コンプライアンスの状況について、監査部門から社長及び監査役に適宜報告しております。

内部通報制度規程を定め、内部通報制度についてコンプライアンスハンドブック・社内報・コンプライアンスカード・ポスター提示・eラーニング学習等で周知し、内部通報内容の概要が取締役及び監査役に報告されております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、通常時にはリスクを把握・評価するための検討会を年2回開催し、緊急時に迅速に対策を決定する体制を構築しております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議・組織権限規程により取締役の担当業務と職務権限を明確にしており、また取締役会は12回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、意見交換を経て決議されております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営管理部門及び関連部門より月1回、子会社(非連結子会社を除く)に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認し、特に重要性の高い事項については当社取締役会への報告を行い、当社においても審議を行っております。また、主要子会社に役職員を派遣し、子会社の業務実情把握を行っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会と協議の上、法務部門より兼務監査役補助者を選任し、監査役の補助業務を行っております。

⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査部門による監査報告書の社長及び監査役への提出を義務付けた内部監査規程を定め、監査部門からの監査役報告を適宜実施し、また監査役から取締役、使用人へのヒアリング要請に対応する体制をとっております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会のほかに代表取締役と監査役との意見交換会を1回開催し、監査部門から監査役への報告を4回行いました。また、監査役と会計監査人との会合を6回開催し、意見交換を行いました。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	154,308	流 動 負 債	47,487
現 金 及 び 預 金	54,977	買 掛 金	14,692
売 掛 金	15,226	短 期 借 入 金	2,000
商 品	70,970	1年内返済予定の長期借入金	8,737
そ の 他	13,357	未 払 法 人 税 等	3,233
貸 倒 引 当 金	△223	賞 与 引 当 金	2,053
固 定 資 産	76,817	そ の 他	16,771
有 形 固 定 資 産	46,840	固 定 負 債	96,287
建 物 及 び 構 築 物	17,856	社 債	6,600
土 地	5,117	長 期 借 入 金	64,325
使 用 権 資 産	16,335	リ ー ス 債 務	17,125
そ の 他	7,531	繰 延 税 金 負 債	140
無 形 固 定 資 産	4,341	資 産 除 去 債 務	7,274
投 資 そ の 他 の 資 産	25,635	そ の 他	821
敷 金 及 び 保 証 金	18,714	負 債 合 計	143,775
繰 延 税 金 資 産	3,380	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	4,436	株 主 資 本	87,254
貸 倒 引 当 金	△895	資 本 金	9,251
		資 本 剰 余 金	3,663
		利 益 剰 余 金	74,339
		自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	△123
		その他有価証券評価差額金	10
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△134
		新 株 予 約 権	180
		非 支 配 株 主 持 分	38
		純 資 産 合 計	87,349
資 産 合 計	231,125	負 債 純 資 産 合 計	231,125

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	433,848
売上原価	274,024
売上総利益	159,824
販売費及び一般管理費	143,009
営業利益	16,814
営業外収益	
受取利息及び配当金	131
為替差益	1,043
不動産賃貸料	1,002
その他	940
営業外費用	
支払利息	286
不動産賃貸費用	539
その他	356
経常利益	18,749
特別利益	
固定資産売却益	345
特別損失	
減損損失	1,611
固定資産除却損	177
税金等調整前当期純利益	17,306
法人税、住民税及び事業税	4,880
法人税等調整額	1,475
当期純利益	10,950
非支配株主に帰属する当期純利益	47
親会社株主に帰属する当期純利益	10,902

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,609	流 動 負 債	26,396
現 金 及 び 預 金	17,738	短 期 借 入 金	2,000
売 掛 金	1,917	関 係 会 社 短 期 借 入 金	11,000
前 払 費 用	3,016	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	8,737
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	15,103	リ ー ス 債 務 金	116
そ の 他	8,832	未 払 金	2,244
固 定 資 産	75,026	未 払 費 用	253
有 形 固 定 資 産	9,464	未 払 法 人 税 等	1,168
建 物	4,036	預 り 金	134
工 具 、 器 具 及 び 備 品	233	前 受 収 益	89
土 地	5,117	賞 与 引 当 金	249
そ の 他	76	そ の 他	401
無 形 固 定 資 産	3,066	固 定 負 債	74,547
ソ フ ト ウ エ ア	2,243	社 債	6,600
そ の 他	823	長 期 借 入 金	64,325
投 資 そ の 他 の 資 産	62,495	リ ー ス 債 務 金	713
投 資 有 価 証 券	1,194	長 期 預 り 保 証 金	1,273
関 係 会 社 株 式	9,735	そ の 他	1,635
長 期 貸 付 金	1,673	負 債 合 計	100,943
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	41,267	(純 資 産 の 部)	
敷 金 及 び 保 証 金	16,209	株 主 資 本	20,501
繰 延 税 金 資 産	215	資 本 金	9,251
そ の 他	1,646	資 本 剰 余 金	2,859
貸 倒 引 当 金	△9,447	資 本 準 備 金	169
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,689
		利 益 剰 余 金	8,390
		利 益 準 備 金	100
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,290
		別 途 積 立 金	100
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,190
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10
		新 株 予 約 権	180
資 産 合 計	121,636	純 資 産 合 計	20,692
		負 債 純 資 産 合 計	121,636

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	16,623
営 業 費 用	14,003
営 業 利 益	2,620
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	869
為 替 差 益	1,010
そ の 他	461
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	215
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,613
そ の 他	57
経 常 利 益	3,076
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	343
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	154
関 係 会 社 株 式 評 価 損	132
税 引 前 当 期 純 利 益	3,132
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,114
法 人 税 等 調 整 額	261
当 期 純 利 益	1,756

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 越 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 越 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社ゲオホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 笹 野 和 雄 ㊟

監 査 役 小 宮 山 太 ㊟

監 査 役 服 部 真 也 ㊟

(社 外 監 査 役)

監 査 役 太 田 裕 之 ㊟

(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第36期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は674,942,687円となります。
なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当12円を含め、合計29円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行をすることとしたといたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更及び取締役の員数の変更を行うものであります。
- (2)上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1.取締役会	1.取締役会
2.監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4.会計監査人	3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
（員数）	（員数）
第18条 当社の取締役は、 <u>15名</u> 以内とする。 （新 設）	第18条 当社の取締役は、 <u>20名</u> 以内とする。 （2） <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
（選任方法）	（選任方法）
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
（2）（条文省略）	（2）（現行どおり）
（3）（条文省略） （新 設）	（3）（現行どおり）
	（4） <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
（任期）	（任期）
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新 設） （新 設）	第20条 取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （2） <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> （3） <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設) 第24条 (条文省略) (新 設)	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 (2) <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> 第24条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現行定款	変更案
第25条（条文省略） （報酬等） 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第27条（条文省略） 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> （員数） 第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> （選任方法） 第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> （2） <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> （任期） 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> （2） <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	第26条（現行どおり） （報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第28条（現行どおり） 第5章 <u>監査等委員会</u> （削 除） （削 除） （削 除）

現行定款	変更案
(常勤の監査役)	(削 除)
第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新 設)	第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (2) <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(報酬等)	(削 除)
第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u>	
(監査役の責任免除)	(削 除)
第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> (2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	

現行定款	変更案
第6章 会計監査人 第36条及び第37条（条文省略） （報酬等） 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第39条～第42条（条文省略） （新 設） （新 設）	第6章 会計監査人 第31条及び第32条（現行どおり） （報酬等） 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第34条～第37条（現行どおり） 附 則 第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第36期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役8名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1 再任	えん どう ゆう ぞう 遠 藤 結 蔵 (1978年1月21日)	2000年11月 株式会社 GEO（現当社）入社 2004年6月 当社取締役社長室副室長 2011年11月 当社代表取締役社長 2013年4月 当社代表取締役社長兼執行役員 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	540,000株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
2 再任	よし かわ やす し 吉 川 恭 史 (1965年9月28日)	1988年4月 株式会社 エー・ブイ・ステーション(現当社) 入社 2000年6月 当社取締役商品本部長 2007年6月 当社代表取締役社長 2010年1月 当社取締役 2016年6月 当社専務取締役兼執行役員 2019年4月 当社取締役専務執行役員（現任） 2019年11月 株式会社 GEO本部（現株式会社 GEO） 代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社 GEO 代表取締役社長	58,600株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来第1号店の店長から、購買・流通・店舗運営の責任者として、取締役、代表取締役を経験し、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3 再任	こ さ か ま さ あ き 小 坂 雅 章 (1962年1月23日)	1984年3月 株式会社ファミリーマート入社 2009年5月 同社取締役常務執行役員 2018年4月 ポケットカード株式会社取締役専務執行役員 2019年3月 当社執行役員 2019年6月 当社取締役専務執行役員（現任） 2019年11月 株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ）取締役（現任）	1,000株
	取締役候補者とした理由 他社における経営指導責任者及び営業責任者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
4 再任	く ぼ こう じ 久 保 幸 司 (1971年11月20日)	1995年10月 株式会社フォー・ユー（現当社）入社 2010年5月 株式会社セカンドストリート（現当社）代表取締役社長 2013年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役兼執行役員 2018年4月 当社常務取締役兼執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員 2019年11月 株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ）取締役（現任） 2024年4月 当社取締役専務執行役員（現任）	—
	取締役候補者とした理由 当社入社以来リユースショップ運営部門、開発部門の責任者をつとめ、海外事業部門を管掌する等、豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきました。また、近年はセカンドストリートの海外展開を牽引し、今後更なるリユースの深耕、及び海外事業の拡大、推進を進める中で、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 再任	いまいのりゆき 今井則幸 (1968年11月17日)	1990年 8 月 株式会社 GEOミルダ（現当社）入社 2004年 3 月 株式会社 GEOグローバル（現当社） 代表取締役社長 2005年 4 月 株式会社 GEOエブリ（現当社） 代表取締役社長 2011年11月 当社執行役員 2016年 6 月 当社取締役兼執行役員 2018年 4 月 当社常務取締役兼執行役員 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任） 2019年11月 株式会社 GEO本部（現株式会社 GEO） 取締役（現任）	300株
		取締役候補者とした理由 当社入社以来メディアショップ運営部門、社長室、人事管理部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。	
6 再任	むらかみゆきまさ 村上幸正 (1968年11月 3 日)	1989年 4 月 株式会社 スターリング入社 1993年 6 月 宮寺克和税理士事務所入所 1997年 6 月 株式会社 ノザークインターナショナル入社 1998年 3 月 株式会社 スターネット入社 2002年 9 月 株式会社 インデックス入社 2004年11月 同社取締役 2007年11月 同社常務取締役 2013年11月 株式会社 アトラス常務取締役 2016年 8 月 株式会社 GEOホールディングス入社（当社） 2018年 4 月 当社執行役員 2019年 4 月 当社上席執行役員 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員（現任）	3,000株
		取締役候補者とした理由 他社での経理・財務の責任者としての豊富な経験と、国際金融に関する幅広い見識を有し、当社グループ全体の金融、経理（会計）、財務、管理等の部門を管掌し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。	

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
7 再任	おぎ の つね ひさ 荻 野 恒 久 (1963年4月17日)	1988年 9 月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1994年 9 月 公認会計士三宅会計事務所入所 1997年 8 月 荻野公認会計士事務所開設（現任） 2000年 6 月 有限会社コンサルティングボックス代表取締役（現任） 2011年10月 当社社外取締役（現任） 2019年10月 税理士法人オフィスいちご代表社員（現任） [重要な兼職の状況] 荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役 税理士法人オフィスいちご代表社員	500株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8 再任	やすだか 安田加奈 (1969年4月10日)	1993年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年3月 安田会計事務所設立 同所所長（現任） 2004年3月 税理士登録 2009年9月 シンポ株式会社社外監査役 2010年5月 スギホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任） 2019年6月 中央発條株式会社社外取締役（現任） 2020年6月 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年9月 株式会社物語コーポレーション社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 安田会計事務所所長 スギホールディングス株式会社社外監査役 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社物語コーポレーション社外取締役	1,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
9 新任	ほりえようこ 堀江容子 (1986年12月22日)	2009年4月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2011年4月 公認会計士登録 2024年1月 堀江容子公認会計士事務所設立 同所所長（現任） 2024年3月 税理士登録 [重要な兼職の状況] 堀江容子公認会計士事務所所長	500株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 財務・会計の専門家としての海外駐在を含む経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏は社外取締役候補者であります。
3. 荻野恒久氏及び安田加奈氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻野恒久氏が12年9ヶ月、安田加奈氏が8年となります。
4. 当社は、荻野恒久氏及び安田加奈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。荻野恒久氏及び安田加奈氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、堀江容子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、荻野恒久及び安田加奈の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、堀江容子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	さきの かず お 笹 野 和 雄 (1948年3月21日)	1971年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行 1987年4月 同行東京資金部次長 1996年7月 株式会社ゲオ（現当社）出向財務部長 1997年6月 当社常務取締役財務部長 2008年6月 当社常勤監査役（現任）	40,000株
新任	監査等委員である取締役候補者とした理由 金融機関における豊富なキャリアと専門知識を有しており、また当社入社以来、財務部長、常務取締役を、2008年6月から当社常勤監査役を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
2	こ み やま ふとし 小 宮 山 太 (1959年7月11日)	1984年10月 会計士補登録、アーサーヤング（現アーンスト・アンド・ヤング）公認会計士共同事務所入所 1989年4月 公認会計士登録 1991年7月 小宮山公認会計士事務所開設 1994年2月 税理士登録 2002年4月 ホーワス・ジャパン株式会社（現株式会社みなとトラスト）取締役 2002年9月 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所開設（現任） 2011年10月 当社取締役 2013年6月 当社監査役（現任） [重要な兼職の状況] 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所	—
新任	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計・税務の専門家としての経験及び幅広い見識を有し、当社の経営判断・執行に客観的、中立的な立場で監査・監督、助言が期待できることから監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 新任	おおたひろゆき 太田裕之 (1956年9月4日)	1979年4月 警察庁入庁 2001年1月 沖縄県警察本部長 2002年8月 警察庁中部管区警察局総務監察部長 2003年8月 同庁警察大学校警察政策研究センター所長 2005年8月 同庁刑事局刑事企画課長 2007年8月 兵庫県警察本部長 2009年4月 警察庁警察大学校特別捜査幹部研修所長 2010年1月 内閣府大臣官房審議官 2012年5月 警察庁東北管区警察局長 2013年6月 同庁警察大学校長 2014年6月 東海旅客鉄道株式会社常勤監査役 2019年6月 当社社外監査役（現任） 2019年7月 全日本遊技事業協同組合連合会専務理事（現任） [重要な兼職の状況] 全日本遊技事業協同組合連合会専務理事	—
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 警察庁の要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営判断・執行に客観的、中立的な立場で監査・監督、助言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、小宮山太氏及び太田裕之氏は、社外取締役候補者であります。なお、小宮山太氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外取締役）であったことがあります。
3. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との間で当該契約を新たに締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、太田裕之氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、小宮山太氏は、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役（補欠の監査等委員。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
おくむらまゆ 奥村真由 (1984年1月7日)	2014年4月 裁判所入所（裁判所職員） 2015年12月 弁護士登録、 セントラル法律事務所入所 2016年4月 各社の社外通報窓口（公益通報窓口）相談員（現任） 2022年4月 公益財団法人あいち産業振興機構（愛知県中小企業支援センター）窓口相談員（現任） [重要な兼職の状況] セントラル法律事務所	—
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 企業法務に精通し、弁護士業務で得たコーポレート・ガバナンスに関わる深い見識を有しており、当社の経営における健全性、透明性及びコンプライアンス向上に客観的、中立的な立場で監査・監督、助言が期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥村真由氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 奥村真由氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。奥村真由氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
5. 奥村真由氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第19期定時株主総会において年額280百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額280百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役に対するストック・オプション報酬については、2009年6月26日開催の第21期定時株主総会において、2007年6月28日開催の第19期定時株主総会において決議された取締役の報酬等の額である年額280百万円以内の範囲内で、定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数を年額80百万円を新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数（整数未満の端数は切り捨て）を限度として支給すること等につき決議いただき今日にいたっておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記ストック・オプション報酬等の枠を廃止し、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額の範囲内で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当て日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当であると判断しております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役は社外取締役3名を除く6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを割り当てるものであります。

2. 報酬としての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株

とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、年額80百万円を、新株予約権の割当て日の当社の株価、一定の基準により算出された株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を限度とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1円に対象株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

① 割り当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割り当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

(i) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役または執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ii) 上記(i)のほか、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

(7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

- (i) 新株予約権者が、新株予約権を割り当てる日の翌日から30年間が経過する日（以下「権利行使期間末日」という。）の1か月前の日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合
権利行使期間末日の1か月前の日から権利行使期間末日
（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までとする。
- (ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合
当該承認日の翌日から15日間
（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。
- ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額70百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

ご参考 本総会終結後の各役員のスキル・マトリックス

本総会において各取締役候補者が選任された場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

	氏 名		性 別		専 門 性								
			男	女	経営	営業	財務	I T	労務	法務	国際	コン	サス
取締役	えんどう 結蔵 遠藤 結蔵		○		●	●	●	●					●
	よしかわ やすし 吉川 恭史		○		●	●			●	●		●	●
	こさか まさあき 小坂 雅章		○		●	●		●	●		●		●
	くぼ こうじ 久保 幸司		○		●	●		●			●		●
	いま い のりゆき 今井 則幸		○		●	●		●	●				●
	むらかみ ゆきまさ 村上 幸正		○				●				●		●
	おぎの つねひさ 荻野 恒久	社外 独立	○		●		●			●			●
	やすだ か な 安田 加奈	社外 独立		○			●			●			●
	ほりえ ようこ 堀江 容子	社外 独立		○			●				●		●
取締役 (監査等委員)	ささの かずお 笹野 和雄		○		●		●						●
	こみやま ふとし 小宮山 太	社外 独立	○		●		●						●
	おおた ひろゆき 太田 裕之	社外 独立	○							●		●	●

経営：企業経営 営業：営業・マーケティング 財務：財務・M&A I T：I T・デジタル
労務：労務・人事・人材開発 法務：法務・リスクマネジメント 国際：グローバル経験 コン：コンプライアンス
サス：サステナビリティ推進

ご参考 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第2号議案、第6号議案及び第7号議案が承認可決された場合には、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、以下の様にと取締役会にて変更が決議される予定であります。

a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して決定します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、社外取締役を除く取締役に対し、業績指標を反映した現金報酬として、定時株主総会の承認を得られることを条件として、前連結会計年度の当期純利益の概ね0.5%を目安に支給することができるものとします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストック・オプション（1株あたりの権利行使価格を1円とする新株予約権）を付与することができるものとします。

d. 報酬等の割合に関する方針

株式報酬は、基本報酬の50%に相当する額を上限とします。賞与については、基本報酬に対する割合を定めず、各連結会計年度の当期純利益に対して概ね0.5%を目安に支給することができるものとします。

なお、報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、取締役会において毎年検討を行い、必要に応じて設定・変更するものとします

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別報酬については、基本報酬の額、業績連動賞与の配分、株式報酬の付与数につき、代表取締役社長にその決定を委任します。ただし、代表取締役社長は、その決定にあたり、社外役員を含む任意の指名・報酬諮問委員会に諮り、その意見を尊重するものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

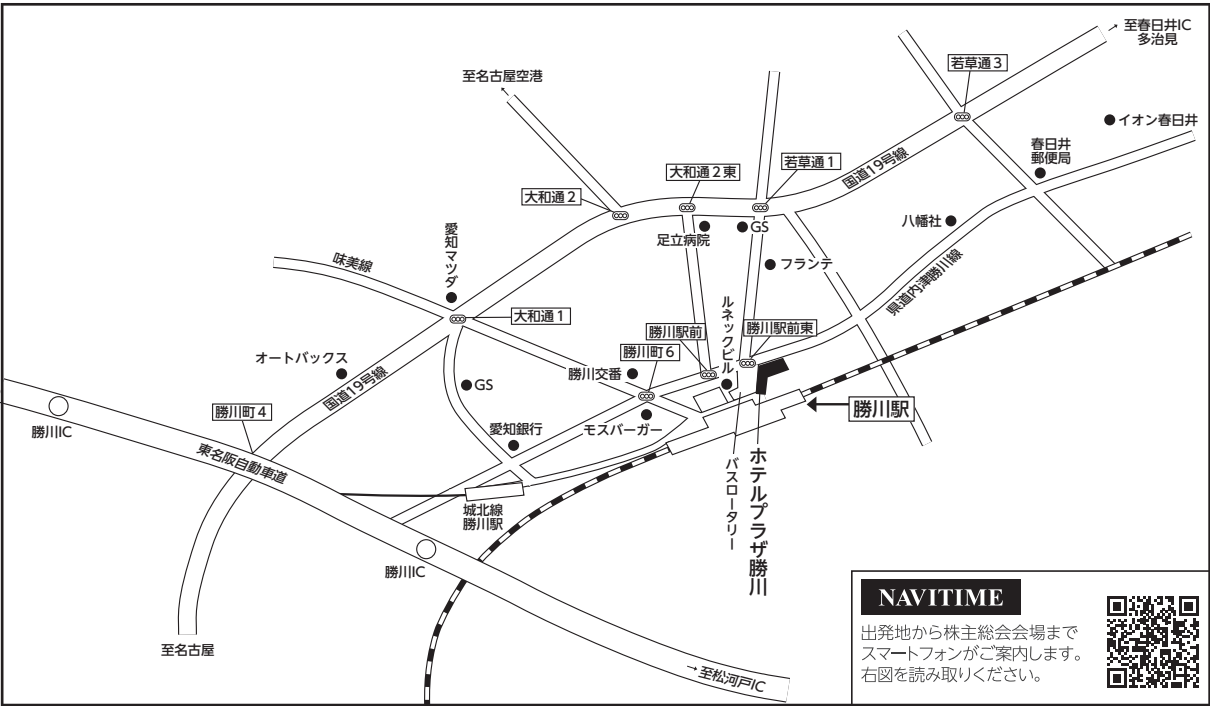
開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

会 場

ホテルプラザ勝川 4階 けやき
愛知県春日井市松新町1-5

交 通

J R 中央線「勝川駅」下車 徒歩1分



＜お願い＞

お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。